CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

5/20 NO.704
昭和61年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151(代)
編集：千代田区企画部広報課

千代田区のいま
▶国際調査による人口
昭和25年 110,348人
〃 30年 122,745人
〃 35年 116,944人
〃 40年 93,047人
〃 45年 74,185人
〃 50年 61,656人
〃 55年 54,801人
〃 60年 50,493人

シリーズ
千代田の街づくりを考える
第1回

いま、人の住む魅力あるまちづくりを

▲街づくりに高まる関心
2月に行われた富士見地区別懇談会では、九段小、富士見小の児童も参加。まちづくりについて発言した。

千代田区の街の現状は？
区政モニターの声から

◆私が育った頃は、平家や2階家ばかりだった。今はみな10階建ぐらいになっている。それなのに人口が減少しているのはおかしな話だと思う。

◆町会などの仕事をしていて、このままでは、行事ができなくなるのではないかと危惧している。というのも人口減少、とくに若いひとが少なくなってきているからである。

◆地価の高騰などで、近所の人たちが皆ほかへ移ってしまい、これから住むことに不安を覚えている。

まちづくり
住み集うあなたが『主』『役』

「千代田区をさわやかで魅力あるまちにしたい。いつまでも住みつづけていきたい。」これは、千代田区に住み、集う多くの人々の願いです。

では、どうすれば、魅力あるまちになるのか。住みつづけていきたいまちになるのか。千代田区では、今それを区政の最大テーマとしてかかげ、〝街づくり〟に取り組んでいます。その〝街づくり〟の指針となる、**「東京都千代田区街づくり方針に関する答申」**が今年3月にまとめられました。これは、昨年6月に区長が千代田区都市計画審議会に諮問していたもので、将来の千代田のまちのあるべき姿などを示しています。

区では、今後、この答申を指針として区民のみなさんや、区内の企業をはじめ、千代田区のまちを構成する人々の参加を得ながら街づくりの協議を進め、区としての「街づくり方針」を策定していく予定です。

「街づくり方針」の策定に向け、今回の答申の考え方が、みなさんに広く理解され、しかも、より深く論議されることが大切です。このシリーズでは、この答申のあらましや、考え方について紹介し、これからのまちづくりについてみなさんといっしょに考えていきます。

第1回目は、答申がされた背景などについて説明します。

「答申がされた背景」

業務地化の進行、夜間人口の減少、地域の活力・連帯感の低下……など、区民の生活に影響を与えるさまざまな問題が千代田区をとりまいています。このため、必ずしも快適で魅力のあるまちにはなっていません。

また、区議会や区民のみなさんから、千代田の街づくりに関する一定の方針を持つべきであるとの意見が寄せられていました。もちろん、区としても昭和59年に組織改正を行い、都市整備部を創設するなど、この問題に重点的に取り組んできました。しかし、特別区としての行財政権の制約や、建築・都市計画関連制度上の厚い壁に阻まれ、都心区の実状に見合った大胆な街づくりを進めるには至りませんでした。

今回の答申は、このように、いきづまった千代田区の街づくりを、区の総力を挙げて進めていくために、行政は何をすべきか、そして、街づくりの主役である区民と地域の企業はどのような役割を受け持つべきかを示しています。

小さな権限と、少ない財源しか持たない千代田区が、キメ細かな街づくりを進めていくためには、知恵と勇気が必要です。その知恵と勇気を、街づくりに生かしていくには、千代田区のまちをどうすべきか、区民・企業・行政が共通の認識を持つことが求められています。

この答申は、今後、千代田の街づくりに関する活発な論議を展開していくための羅針盤であり、街づくりの礎石になるものです。

▼夜間人口の移りかわり
（各1月1日現在　住民基本台帳）

▼定住意向は
（60年各区区民世論調査より）

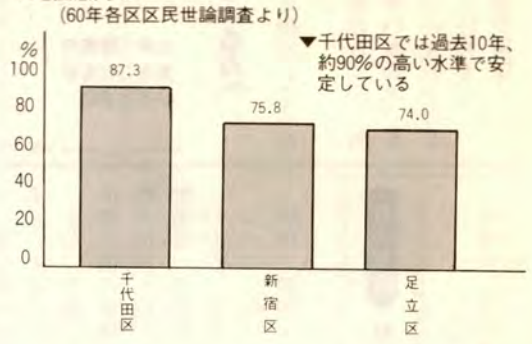

「答申を行った都市計画審議会とは」

今回「街づくり方針に関する答申」をまとめられた都市計画審議会は、区長が都市計画に関する事項を調査審議してもらうために条例によって設けた諮問機関です。

わかりやすく言えば、区長の相談相手になり、専門的な知恵を貸したり、公平な判断を示す役割を持った組織です。今回の答申にあたり、明治大学の山崎賢一教授を会長とする委員16名と臨時委員5名の方が、14回にわたり、精力的な討議を進められました。連合町会長さんや商工業関係団体の代表の方、区内企業の方方、そして区議会のみなさんなど、千代田区を愛し、地域の発展に熱い想いを寄せるみなさん方が、論議し今回の答申を行いました。

「答申の三つの柱」

この答申を貫いている基本的な考え方は大きく三つに集約できます。

1、住民・企業・行政を主体とする三位一体の街づくり

昼夜間人口比率がほぼ20対1という千代田区の置かれている立場から、千代田の街づくりは、住民・企業・行政が一体となってはじめて推進されるとの見方に立っています。

つまり、まちを構成するすべての人々をまちづくりの〝主役〟に置こうとするものです。

2、地域からの発想の重視

地域の将来像を明確にし、地域特性を活かした街づくりを進めるために、「地域別街づくり方針」を策定するなど地域からの発想を重視しています。

3、まちを構成する人々による協議の場の創設

街づくりに関する協議の場として、地域単位で、住民・企業・行政で構成する「街づくり協議会（仮称）」等を設け、まちを構成する全ての人々の参加を図っています。

「これからの取り組みは」

区では、今回出された答申の内容をできるだけ多くの方々に知っていただき、千代田の街づくりに関心を持っていただくことから取り組みを始めていきます。そのため今回のシリーズ1を始めとして、今後、数回にわたり答申文の内容を紹介していきます。

また、できるだけ早い機会に地域の皆さんの協力を得ながら「街づくり協議会」を設けて街づくりに関する論議を深めていきたいと考えていますので、その設置に向けて検討を進めます。

千代田区の街づくりに、今ほどみなさんの声が求められている時はありません。みなさんの意見・要望はそのまま、街づくりの血となり肉となるものです。積極的な意見を、ぜひお寄せください。

※このシリーズの問合せは、都市整備部都市計画課へ

敷地共同利用促進制度を活用した設計競技作品を展示
——区役所・出張所で——

6月2日(月)から、区役所本庁1階ロビー、神保町、神田公園、万世橋、和泉橋の各出張所で、敷地共同利用促進制度を活用した、神田下町の住宅街並設計競技の入賞作品の一部を、6週間（一週間ごとに作品をかえる）展示します。

問合せ 都市整備部地域整備課

★今号折り込みの区民カレンダー6月の裏面に改正住民基本台帳法特集を掲載しています★

みんなで築くよりよい環境 環境週間 6月5日～11日

「わがまち千代田をきれいで住みよいまちに」と、6月5日から11日の環境週間に、各種の行事が行われます。

■環境美化の催し

・啓蒙ポスターの展示　6月5日(木)～11日(水)、区内の国電、地下鉄駅など

・啓蒙品(ティッシュ)の配布　6月上旬に通勤、通学時間帯を中心に区内各駅で

・駅周辺一斉清掃　6月上旬　国鉄駅周辺を町会、駅周辺美化団体のみなさんが一斉清掃します。

問合せ　生活勤労課生活環境係

■公害関係の催し

・公害調査　6月5日(木)～11日(水)に神保町交差点で、騒音、振動、大気汚染などの調査

・公害相談窓口と公害測定機器展示、実演　6月6日(金)午前10時～午後3時（雨天の場合は9日(月)に）神保町交差点で

問合せ　公害対策課監視係

快適なまちづくりを！ 公害を考えよう

千代田区の公害 ～苦情受付件数～

千代田区で受付た公害の苦情は左のグラフのとおりです。悪臭が84件で1位、2位が騒音で69件。3位が振動となっています。

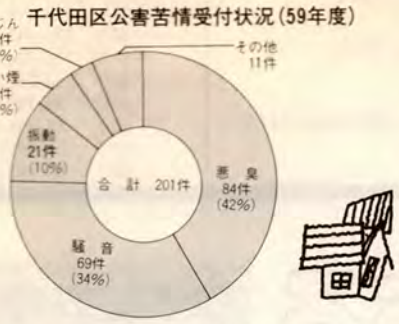

近隣騒音は ひとり一人のマナーで防げる

クーラーや、カラオケなどの近隣騒音は、だれもが被害者になる半面、加害者になる可能性をはらんでいます。

お隣りどうしのちょっとした心づかいで生活騒音は防げるもの。身近なところから自主点検をおねがいします。

なお、区では騒音計を貸出しています。申込みは公害対策課へどうぞ。

光化学スモッグにご注意を!!

夏にむけて光化学スモッグの発生しやすい時期。風が弱く、日差しの強い日が要注意です。

昨年、千代田区では、光化学スモッグ注意報が4回発令されました。被害の届出はありませんでしたが、注意報が発令されたときには……

・野外での激しい運動をさける

・自動車の使用をさける

などに注意してください。

とくに、目やノドが痛いときは、室内に入り、洗眼やうがいをして、もよりの保健所へご連絡ください。

また、高濃度の光化学スモッグが発生したときは、防災無線や広報車でお知らせいたしますので、ご協力をお願いします。

▼光化学スモッグの被害をうけたと思ったら

・平日は(保健所の予防課へ)
麹町保健所☎212—7814
神田保健所☎291—3641

・土曜の午後、休日は
東京都衛生局夜間休日案内所☎216—4828

■東京都公害防止管理者講習

東京都公害防止管理者の資格が得られる講習会が開催されます。

期間　7月1日(火)～8月29日(金)、このうち3～5日間

会場　飯田橋セントラルプラザ事務棟ほか

受講料　5千200円～6千100円

申込み・問合せ　6月4日(水)、5日(木)、12日(木)、13日(金)に東京都環境保全局AB会議室（有楽町電気ビル北館17階）で。申込用紙は、区役所公害対策課か、東京都環境保全局総務部指導相談課（☎214—7411　内線232）で配布。

児童手当など

こどものための諸手当

区では、こどものためのいろいろな手当を差しあげています。（左表参照）

これらの手当は、すべて保護者からの申請が必要です。また、これらの手当には、所得制限があり、申請に必要な書類も異なりますので、資格があると思われる方は、左記へ。

なお、各手当の所得限度額は次号でお知らせします。

申請先・問合先　児童課児童係

▼こどものための諸手当の種類など　※児童扶養手当・特別児童扶養手当の額は61年4月1日に改正されたもの

区分	手当の種類	対象	手当額（月額）
2人以上こどもがいるときに	児童手当	▶昭和61年6月1日～62年3月31日まで(経過措置) (1)児童（18歳未満）を2人扶養している場合 ●第2子が昭和59年6月2日以降出生していること (2)児童を3人以上扶養している場合 ●第2子が昭和59年6月2日以降出生しているか、または第3子以降が中学校卒業前であること	2人目 児童1人につき 2,500円 3人目以降 児童1人につき 5,000円
	特例給付	児童手当の所得制限を超えているが、ある一定の所得以下で、児童手当の支給対象の児童を扶養している厚生年金等加入のサラリーマンの方	同上
父子・母子家庭のときに	育成手当	中学校卒業前のこどもで ●父か母が死亡、生死不明または離婚などでいないとき ●父か母が重度の障害者であるとき	児童1人につき 8,000円
	児童扶養手当	18歳未満（心身に中度以上の障害があるときは20歳未満）で公的年金を受けていないときで ●離婚・死亡などで父がいないとき ●父が重度の障害者のとき	全部支給の場合 児童1人のとき33,700円 一部支給の場合 児童1人のとき22,500円 2人目5000円 3人目以降1人増すごとに2000円加算
心身に障害のあるこどもがいるときに	障害手当	20歳未満の心身障害者で ●愛の手帳1～3度程度のとき ●身体障害者手帳1～3級のとき ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症のとき	児童1人につき 10,000円
	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害者で ●愛の手帳1～3度程度のとき ●身体障害者手帳1～3級のとき（一部4級も含む）	児童1人につき 1級40,800円 2級27,200円

児童手当・特例給付 児童育成手当を受けている方へ

6月2日(月)から6月30日(月)までに現況届を提出してください。（郵送可）

届出のない場合および、所得状況等が不明の場合は、6月分以降の手当の支給が停止されますのでご注意を。

問合せ　児童課児童係

住宅資金の融資あっせん

受付は6月16～30日

住宅資金の融資あっせんは、千代田区内に住宅を建築（新築・増築）したり、購入しようとするとき、その資金の一部が低金利の条件で借りられるよう、金融機関にあっせんするものです。

このあっせんの対象は、区民のほか、区内に申込者の親族（一親等）がいれば区外に住んでいても利用できます。

※くわしい募集要項は、次号でお知らせします。

問合せ　都市整備部住宅整備課

区立住宅 あき家入居者募集

区立住宅のあき家の入居者を募集します。

申込書の配付　6月18日(水)から各出張所、区役所1階区政案内相談コーナー、住宅整備課の窓口で配付。

申込方法　申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて住宅整備課へ郵送のこと、なお、申込みは1世帯1通に限ります。

受付期間　6月20日(金)～26日(木)

抽選日時　7月14日(月)午前10時から区役所6階会議室で。

※住宅の申込資格や収入基準などの詳細は、「申込みのしおり」をご覧ください。

問合せ　都市整備部住宅整備課

▼昭和61年6月あき家公募＝区立住宅の概要

申込区分	公募戸数		住宅名（所在地）	形式	（月額）使用料
小世帯(2人用)単身用	3	2	水道橋住宅	1K	14,200
		1	猿楽町住宅	1K	13,000
一般世帯用(2～3人用)	2	1	外神田住宅	2DK	17,500
		1	猿楽町住宅	2K	15,700

新しい青少年委員が選ばれました

千代田区青少年委員は、今年度改選期に当り、新しく21名（各学校区域より19名、学校代表2名）の方々が選ばれました。今後2年間青少年教育の振興に活躍して頂きます。

青少年委員の役割

青少年委員は、青少年活動を助ける地域の有志活動家です。委員は、団体の指導者ではなく、青少年活動を外側から見守り、必要な援助を通して、青少年の自主的向上をお手伝いすることにあります。

また、地域における青少年活動の横の連携をとる連絡調整の役割も担っています。

問合せ　各地区の青少年委員の方や、委員の役割などについてくわしくは、社会教育課（☎234—2841）へ。

お子さんについての心配ごとは 教育相談 ☎256—8140
千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2—1—8）
※事前に電話で申込みを。

住民税の前納報奨金制度が変わります

昭和61年度特別区民税・都民税（普通徴収分）の納付書を、6月10日ごろ発送しますが、報奨金制度がつぎのように変わります。

交付の対象　第1期の納期限（6月30日）までに第2期分以降の全期分の税額をまとめて納めた場合に限り、報奨金を受けることができます。

報奨金額　報奨金の金額は、第2期分以後の期別税額の10%で、第1期中であればいつ納めても、第1期の納期末に納めたものとなります。報奨金の最高支払額は2万5千円です。

納付書様式の変更　納付書を発送する際に、各期別の納付書4枚のほかに「全期分前納用」の納付書を併せてお送りします。全期前納用の納付書には、報奨金額と年税額から報奨金を差引いた「差引納付金額」が印字されています。前納する場合はこの納付書で「差引納付金額」のみ納めてください。

郵便局での取扱い　いままでは、郵便局で前納した場合、報奨金は後日払いとなっていましたが、今後は、「全期分前納用」の納付書によって「差引納付金額」を納めることにより、報奨金を受けたことになります。

問合せ　税務課課税第2係

みんなで入れよう 価値ある一票

6月下旬か7月上旬に

参議院議員選挙

参議院議員の任期満了（昭和61年7月7日）に伴う選挙が、6月下旬か7月上旬に予定されています。

投票日、投票所、投票できるひとなどくわしくは、次号でお知らせします。

問合せ　選挙管理委員会事務局

★納期のおしらせ　軽自動車税の納期限は5月31日(土)です。忘れずにお近くの金融機関・区役所・出張所へ。★

健康ガイド

▶麹町保健所
〒100 丸の内3-5-1 ☎212-7814
▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■**子宮がん検診**（予約制）
とき　6月25日㈬午前9時～午後4時
会場　麹町保健所分室（富士見2－2－14）
対象　区内在住・在勤者で5名
申込み　麹町保健所予防課
■**精神衛生相談**（予約制）
とき　6月27日㈮午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　心の問題で悩み生活に支障をきたされている方およびそのおそれのある方。
定員　2名
申込み　麹町保健所予防課
■**日本脳炎予防接種**（無料）
とき　6月27日㈮、7月4日㈮、11日㈮、18日㈮、25日㈮、の午後1時30分～3時30分
対象　幼稚園、小・中学校で予防接種を受けられなかった4歳以上中学校3年生までのひと
会場　麹町保健所分室
申込み　当日直接会場へ
問合せ　麹町保健所予防課
■**糖尿病教室**（予約制）
とき　第1回6月5日㈭、第2回9月4日㈭、第3回12月4日㈭、第4回62年3月5日㈭、いずれも午前10時～午後2時
会場　麹町保健所
対象　区内在住、在勤者で5名
申込み　神田保健所予防課
■**胃の集団検診**（予約制）
とき　6月30日㈪午前9時～午後4時
会場　神田保健所
対象　区内在住・在勤者または募集人員　毎回20名（先着順）
その家族
申込み　神田保健所予防課
■**栄養相談**（予約制）
とき　6月27日㈮午前10時～午後2時
会場　神田保健所
対象　区内在住・在勤者または募集人員　毎回20名（先着順）
その家族
申込み　神田保健所予防課
■**栄養相談**（予約制）
とき　6月27日㈮午前10時～午後4時
会場　麹町保健所
対象　区内在住、在勤者で5名
申込み　麹町保健所予防課
■**乳幼児健康相談**
とき　6月26日㈭午後1時30分～3時
会場　麹町保健所
対象　乳幼児をおもちの方で相談を希望される方
内容　診察や身体測定、保健指導、栄養指導
申込み　当日直接会場へ
■**栄養相談**（予約制）
とき　6月27日㈮午前10時～午後4時
会場　麹町保健所
対象　区内在住・在勤者または募集人員　毎回20名（先着順）
その家族
申込み　神田保健所予防課

健康メモ

～歯の衛生週間によせて～

“歯の役割”

歯の役割は、なんといっても食べたものをかむこと。前歯や犬歯、臼歯（おく歯）をうまく使って食べものを細かくしていきます。

このほかにも歯を使うことがあります。たとえば、裁縫のとき犬歯＝糸切り歯を使いますね。つめをかむ、ということもありますが、これは悪いくせですからやめましょう。

さらにもうひとつ。言葉を発音するときに大きな役割を果たしています。歯、とくに前歯がなくなるととても発音しにくいものです。

高齢化が進むにつれ、〝入れ歯〟をしているひとが、ますますふえています。入れ歯には、部分的なもののほか、総入れ歯などいろいろな種類があります。入れ歯がガタついて、食べものが満足にかめないとか、入れ歯の違和感がたまらないなどと悩んでいる方がたくさんいると思います。

今、インプラントというものが注目されています。これは抜けた歯のあとに、人工の歯の根を、骨の中まで埋め込む治療法で、この人工歯根のうえに、歯の頭（歯冠部）をのせるものです。歯に根ができるので、今までよりもガタつきや違和感が少ないのが特徴です。

しかし、この療法ができるかどうか事前に十分な検査が必要です。また、健康保険が適用されないので、かなり高価です。

このような新療法が開発されても、やはり一生、自分の歯で生活するのが一番よいことです。そのためには、むし歯や歯槽膿漏（しそうのうろう）などにならないことが必要。正しい歯みがきや早期発見早期治療が大切です。

6月4日からの歯の衛生週間にあわせて、歯の無料相談なども行っています。この機会に自分の歯の健康チェックをしてみましょう。

×

次回はがんシリーズその3「子宮がんについて」です。

■**保健所の使用料が一部変ります**
6月1日から、保健所で行う血液化学検査の試験検査料とレントゲン診断料の一部が変ります。
問合せ　それぞれの保健所または、保健衛生部管理課へ。

歯の無料相談

●**一般区民対象に麹町保健所・万世橋分室・神田保健所・万世橋区民会館で**
希望される方は、当日直接会場へおいでください。

▼**麹町保健所分室（富士見2－2－14）で実施**
とき＝6月10日㈫午後1時30分～3時
▼**万世橋区民会館で実施**
とき＝6月4日㈬午前10時～午後2時
問合せ　神田保健所
▼**神田保健所で実施**
とき＝6月5日㈭の午前10時～午後2時
※歯のビデオも放映します。
問合せ　それぞれの保健所へ。
●**国保加入者を対象に区内の歯科医院・診療所で**
とき　6月9日㈪～13日㈮の診療時間内
会場　区内の歯科医院または診療所（国保取扱医院）
相談内容　歯の衛生相談と療養指導

問合せ　それぞれの保健所へ。

歯の衛生週間

6月4日～10日

6月4日は「むし歯予防デー」、4日から10日までの1週間は「歯の衛生週間」です。

そこで、区では、歯の無料検診・相談を実施するほか、国民健康保険の加入者を対象とした歯の無料相談なども行います。

むし歯は、小さいうちに早く治すのが一番。しかし、毎日歯をみがいているひとでも、なかなかみつけられないもの。この機会に、歯の〝健康診断〟を受けましょう。

公害補償制度

区内に住んでいるひとや通勤・通学しているひとが、大気汚染による気管支ぜん息などの呼吸器系の病気にかかったとき、治療費などを補償する「公害補償制度」があります。

また、この補償制度では健康の回復を目的とした「公害保健福祉事業」も行っています。

■**公害補償制度とは**
▼**対象となる疾病**
慢性気管支炎、気管支ぜん息ぜん息性気管支炎、肺気しゅ
▼**申請が必要です**
補償を受けるには、申請手続きをして、患者として認定されることが必要です。
▼**補償の種類**
医療費、療養手当、障害補償費、児童補償手当、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費など
■**公害保健福祉事業とは**
認定されたひとを対象に事業を行います。
▼**事業内容**
リハビリテーション（水泳教室、療養指導）、転地療養（サマースクール）、空気清浄機・加湿器の貸し出し、家庭訪問指導など
問合せ　該当されると思われる方やくわしいことを知りたい方は保健課公害補償係へ

母と子の良い歯コンクール

昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までに3歳児歯科検診を受けて、むし歯のなかった幼児とその母親を対象に行います。

なお、成績の良いひとは、都のコンクールへ推せんします。

▼**麹町保健所で**
とき＝6月24日㈫午後1時30分～3時
▼**神田保健所で**
とき＝6月12日㈭午後1時～3時
問合せ　それぞれの保健所へ。
費用　無料（ただし、治療を受ける場合は保険扱いとなります。）
持参するもの　国民健康保険証
問合せ　国民健康保険課

国民年金

■**保険料の納付が困難な方保険料免除制度のご利用を**
4月から年金制度の改正により、20歳から59歳までのほとんどの方が、国民年金強制加入になりました。

保険料の納付が困難だからということで、未納のままにしておきますと、将来、年金が受けられなくなることもあります。そういう時は、すぐに国民年金課にご相談ください。

経済的理由、病気などのときは、保険料免除の申請もできます。
問合せ　国民年金課保険料係
■**新しい年金制度の手続きはお早めに**
・左表1に該当するひとは…
国民年金の第1号被保険者としての届出が必要です。この届出を忘れると、65歳までひきつづいて国民年金に加入することになり、保険料を余計に納めることもありますので必ず届出を。
・左表2に該当するひとは…
届出が必要です。
※届出には、年金手帳、印かんが必要です。
届出先・問合先　国民年金課

〈表1〉昭和61年3月まで国民年金に任意加入で届出が必要なひと

- 厚生年金・共済組合加入者の配偶者のうち、ご自身に収入があり、健康保険（共済組合）の被扶養者になっていない方
- 国・地方議会の議員とその配偶者
- 厚生年金・共済組合の年金制度（被用者年金制度という）の老齢（退職）年金を受けている方の配偶者
- 被用者年金制度の老齢（退職）年金を受ける資格期間を満たしている方とその配偶者
- 被用者年金制度の障害年金を受けている方とその配偶者
- 被用者年金制度の遺族年金を受けている方

〈表2〉昭和61年4月以降、届出が必要なひと

- 会社や役所などに就職して、被用者年金制度の加入者になったとき（配偶者のいる方は、配偶者の届出もあわせて）
- 会社や役所などを退職したとき（配偶者がいる方は、配偶者の届出もあわせて）
- 被用者年金制度の加入者と結婚して専業主婦になったとき
- ご自身の収入が増えて健康保険（共済組合）の被扶養配偶者でなくなったとき
- ご自身の収入が減って健康保険（共済組合）の被扶養配偶者になったとき
- 配偶者の加入する年金制度が変わったとき（厚生年金←→共済組合）

カセットテープ版

「広報千代田」を発行します

毎月5日と20日に発行している「広報千代田」をカセットテープに吹き込み自宅に郵送しています。

視覚障害の障害者手帳をお持ちの方で、希望する方は左記までどうぞ。
申込み・問合せ　福祉課障害者福祉係

体の不自由な方へ

理髪サービスのご利用を

重度の心身障害のために、店舗での理髪が困難な方に、理髪サービスを実施しています。

区内の理髪店組合の協力で年に3回自宅で調髪が受けられます。
対象　区内に住んでいる①身体障害者手帳1級の下肢・体幹障害の方②愛の手帳1度の方③重度心身障害者（児）手当を受けている方。

ただし、寝たきり老人理髪サービスを受けている方、病院施設等に入院・入所している方、伝染性疾患・精神性疾患のある方は除きます。
申込み・問合せ　福祉課障害者福祉係

施設だより

児童館

■一番町児童館☎230—0866

●館内ラケットベース大会　6月14日(土)午後2時30分から　小学生以上ならだれでも

●公園であそぼう「宝さがし」　6月16日(月)＝平河天神(児)　午後3時から4時

●小さな映画会　6月27日(金)　午後2時30分から「ドナルドと魔法使い」ほか

●料理会　「おかしづくり」　6月28日(土)午後1時30分から小学校2年以上20名まで。

■四番町児童館☎234—3084

●ラケットベースで遊ぼう！　6月4日(水)・7日(土)午後3時30分から東郷元帥記念公園

●6月の映画会　6月21日(土)午後3時から　「西遊記」

■富士見児童館☎262—1040

●スポーツ大会に向けて　ラケットベースの練習をします。　6月7日(土)午後3時から　富士見小学校校庭

●館内卓球大会　6月28日(土)　午後2時から

■西神田児童館☎294—0631

●公園であそぼう「陣地とりあそび」　6月2日(月)＝錦華公園　16日(月)＝西神田公園　時間はいずれも午後3時30分から4時30分

●こども市　6月28日(土)　午後2時から4時30分

児童館合同スポーツ大会

青空の下で、ラケットベースを楽しもう！

とき　6月8日(日)午前9時45分から4時（雨で中止のときは児童館で遊べます）

会場　外濠公園総合グラウンド

種目　ラケットベース

対象　小・中学生

申込み・問合せ　各児童館へ

※6月9日(月)は、各児童館ともおやすみです。

高齢者センター　☎265—3981

■浪曲寄席

とき　6月1日(日)午後1時30分

外題　唄入り観音経

出演　五月芳行ほか愛浪会

■運動会

とき　6月4日(水)正午から

会場　西神田公園（雨天のときは、センターで行います。）

種目　パン喰い競争・玉入れなどで、地区別対抗戦。

申込み　5月23日(金)からセンターへ（先着順）

■高齢者大学公開講座

とき　6月6日(金)午後1時30分

テーマ　新人類と言われる人々

講師　毎日新聞論説委員　原田三朗氏

■職員と語る会

とき　6月12日(木)午後2時

内容　「今年度のセンター事業について」ほか

■邦楽鑑賞会

とき　6月19日(木)午後1時30分

内容　「三曲」

出演　菊池連山・一千氏ほか

■映画会

とき　6月28日(土)午前10時30分と午後1時30分の2回

上映作品　「典子は、今」

富士見福祉会館　☎262—1045

■演芸会（無料）

とき　6月1日(日)午後1時30分

内容　落語　柳家小満ん

対象　心身障害者と家族および一般区民で希望する方

●卓球大会　6月28日(日)午後2時から　小学生3年以上

千代田図書館　☎264—0151

■16ミリ映写機の操作講習会（昼間コース）

とき　6月24日(火)25日(水)26日(木)の3日間、いずれも午前9時から午後4時30分まで

会場　区役所10階会議室

内容　16ミリ映写機の映写理論・基本構造・操作方法およびテスト。全課程を修了したひとには、修了証を交付。

対象　16歳以上の区内在住・在勤・在学者

定員　30名以上（区民優先）

申込方法　6月10日(火)～12日(木)の3日間　午前9時から午後5時まで、千代田図書館4階事務室で受付。（郵便・電話・代理申込不可）

なお、申込みの際、印鑑・千代田区に在住・在勤・在学することを証明するもの（保険証、身分証明書など）切手60円分を持参。

問合せ　視聴覚係

千代田荘

■千代田荘からのお知らせ

8月分は6月2日(月)～7日(土)に届くように専用のハガキで申込みください。なお7月分の空室は5月22日(木)9時より電話で受付けます。

●7月の利用できない日

・箱根千代田荘＝5日(土)・8日(火)～10日(木)・23日(水)

・湯河原千代田荘＝1日(火)～3日(木)・16日(水)

●8月の利用できない日

・箱根千代田荘＝13日(水)・26日(火)～28日(木)

・湯河原千代田荘＝5日(火)～7日(木)・20日(水)

●7・8月の土曜日地区割当てはお休みします。

●夏休み期間中のご利用は　箱根・湯河原千代田荘とも7月21日(月)から8月31日(日)までの利用は、1世帯（1グループ）2室8名2泊までに制限させていただきます。

●空室の予約は　毎月22日から翌々月の空室について電話で受付します。

軽井沢少年自然の家

■軽井沢少年自然の家の利用受付をします。

利用できる人　①区内の引率者のいる少年・少女団体　②区内の社会教育・社会体育団体　③区内の町会・青年部・婦人部など　④区内に住所がある方　⑤在学者（高校生以下は引率者が必要）⑥在勤者

利用申込み　6月2日(月)から。利用申込区分はつぎのとおり。①～④の利用者8～10月分。⑤⑥の利用者8・9月分です。午前9時より受付ます。

利用できない日　8月1日(金)～8日(金)　9月3日(水)・16日(火)～18日(木)　10月1日(水)21日(火)～23日(木)

※1回の利用は3泊まで。

申込み・問合せ　教育委員会庶務課施設係

ごあんない

■幼稚園就園奨励費を補助します

対象となる家庭は　区内に居住し、お子様を現在、幼稚園に就園させているつぎの家庭です。

・生活保護を受けている家庭

・昭和61年の区民税の所得割が非課税の家庭

・昭和61年度の区民税の所得割課税額が1万円以下の家庭（私立幼稚園に就園している場合は10万1千円以下）

申込み・問合せ　区立幼稚園または学務課学事係

■求人説明会のお知らせ

区では、飯田橋公共職業安定所と共催で企業の方々が、新規学卒者を採用の際の選考基準・選考方法採否の決定等、についての説明会を行います。

とき　6月6日(金)　午前の部　9時30分から　午後の部　1時30分から

会場　千代田区公会堂

問合せ　商工振興課商工振興係

■特別区職員・Ⅰ類（従来の大卒程度）を募集します。

職種　事務・土木・建築・電気など合計10職種

第1次試験日　7月13日(日)

申込書の配布場所　都内の各区役所、特別区人事委員会事務局

申込方法・場所・期間

・郵送＝6月6日(金)まで（消印有効）に特別区人事委員会事務局まで

・持参＝6月9日(月)～11日(水)に各区役所、6月9日(月)～12日(木)特別区人事委員会事務局へ

問合せ　募集人員・受験資格など詳細は、特別区人事委員会事務局任用課（〒102千代田区九段北1—1—4東京区政会館内☎265—0671）へ。

■手話講習会（上級クラス）

聴力障害者の方との、コミュニケーション手段である手話を学び、ボランティア育成を目的とします。

とき　7月から来年5月までの毎月2回土曜日（延22回）　午後2時～4時

会場　千代田区役所

対象　講習会終了後地域で活動できるひとで30名

受講料　無料（ただし、教材費は自己負担）

申込み・問合せ　往復ハガキに①講座名②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥職業（名称・所在地・電話番号）を記入して6月16日(月)までに、千代田区社会福祉協議会へ〒102千代田区九段南1—6—11）☎262—5844へ

いんふぉめーしょん

■少年相談所を出張開設

お子さんに関する相談ごと全般を受付ます。（無料）

とき　5月23日(金)～25日(日)、午前10時～午後5時

会場　池袋西武百貨店7階

問合せ　警視庁少年第1課（少年相談室）☎581—4321

▼抽選会場＝区役所10階会議室

▼持参するもの＝保険証と印鑑

一部はハガキでも受付

往復ハガキによる申込みも受付ます。（当日申込みのひとを優先）

往復ハガキは、記載例にならって記載し、6月25日(水)（当日消印有効）までに、千代田区福祉部国民健康保険課（〒102千代田区九段南1—6—11）へ郵送してください。抽選結果は、ハガキでお知らせします。

ただし、抽選当日の申込みとハガキによる重複申込みはできません。

問合せ　国民健康保険課

東武動物公園でこども会合同交かん会

めずらしい動物を見たり、楽しいアトラクションで、1日をすごそう！

とき　7月6日(日)、午前7時30分区役所集合

場所　東武動物公園

参加費　大人千800円、小人千円

申込み・問合せ　参加費を添えて各地区の担当者まで。担当者の連絡先は、社会教育課（☎234—2841）へ問合せを。

寄付

社会福祉事業資金として

●金5万円

国際ソロプチミスト東京—千代田殿

外房・御宿に区民海の家

期間　7月26日(土)～8月24日(日)

場所　千葉県・御宿町＝民宿「藤井荘」（無料駐車場完備）

利用できるひと　区内在住の方

利用料金　1人1泊2食付2千600円（ただし、3歳以下で食事をとらないときは無料）

宿泊日数　2泊3日以内

民宿の規模　7部屋（定員10名）

申込方法　予約順位を抽選で。

▼抽選日＝6月20日(金)午前9時～10時に抽選券を配り午前10時から抽選。

▼抽選会場＝千代田区公会堂

▼利用料金の払込み　利用日の10日前までに区民課へ。

▼あき室の申込み＝7月1日(火)から利用日の3日前まで、区民課で受付。

問合せ　区民課区民係

内房・安房勝山に国保海の家

～日帰りでも利用できます～

期間　7月26日(土)～8月24日(日)

場所　千葉県・大六海水浴場＝民宿「ヨソベ」（無料駐車場完備）

利用できるひと　千代田区の国民健康保険の加入者

利用料金　1人1泊2食付2千500円（ただし、5歳以下で食事をとらないとき無料）

宿泊制限　2泊3日以内

申込める人数　2人以上

申込方法　予約順位を抽選で。

▼抽選日＝7月1日(火)の午後1時30分から抽選券を配り、午後2時から抽選。

▼抽選会場＝千代田区公会堂

▼利用料金の払込み　利用日の10日前までに区民課へ。

▼あき室の申込み＝7月1日(火)から利用日の3日前まで、区民課で受付。

問合せ　区民課区民係

国保海の家申込み

1．利用希望日　泊　泊　泊
　(1)第1希望　月　日　から　から　から
　(2)第2希望　月　日　から　から　から
　(3)第3希望　月　日　から　から　から
2．利用人員　名
3．保険証記号番号
4．住所
5．氏名
6．電話番号

夏は家族で海へ!!

千葉県外房と内房に「海の家」を開設します。それぞれ利用できるひとや申込方法がちがいますので、お間違いのないように申込みを。

千代田区

6 昭和61年水無月 June 区民カレンダー Calendar

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

歳時記・メモ	行事	健康
1 先負 日	◉千代田区公会堂62年6月分申込受付開始　9時～：千代田区公会堂 ●第4回ソフトボール大会　9時～：夢の島東少年野球場(8日も) 浪曲寄席　13時30分～：高齢者センター 演芸会「落語」　13時30分～：富士見福祉会館 ●第39回都民体育大会春季大会閉会式　15時～15時30分：岸記念体育館講堂	西神田児童館 ●公園であそぼう　ごご3時30分 2日(月)錦華公園 16日(月)西神田公園 28日(土)こども市ごご2時30分～ ●乳がん検診　13時30分～：麹町保健所
2 仏滅 月	●内職技術講習会「校正」　(7月2日まで延12回)　9時30分～11時30分：区役所 ◉七生体育施設8月分利用受付開始　(テニス、バレーボール)～25日までに所定のハガキにて：社会体育課 ◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：丸善お茶の水店前	◎3～4か月児健診　(2日制1回目)＝61年2月生 13時30分～14時30分：麹町保健所分室
3 大安 火	●スポーツ教室　(エアロビクスダンス)＝6日、10日、13日、17日、21日、24日、27日 14時～16時：総合体育館	
4 赤口 水	●水泳初心者講習会＝6日、11日、13日　9時～11時：総合体育館室内プール 運動会　12時～：高齢者センター ●スポーツ教室　(アーチェリー)＝6日、11日、13日、18日、25日 18時～20時30分：総合体育館	◎歯の無料検診　10時～14時：万世橋区民会館 ●母親学級　(11日、18日、25日)　13時30分～16時：麹町保健所 ◎定期予防接種　(三混)＝14時～15時30分：富士見小学校
5 先勝 木	◉青果物消費者サービスデー　(青いノボリの八百屋さんで) ◉広報「千代田」6月5日号発行 ◉移動献血　12時～16時：東京駅八重洲北口	◎3～4か月児健診　(2日制2回目)＝以下3日と同じ ◎歯の無料検診　10時～14時：神田保健所 ●糖尿病教室　10時～14時：神田保健所
6 友引 金	◉求人説明会　①9時30分～11時40分　②13時30分～15時40分：千代田区公会堂 高齢者大学公開講座　13時30分～：高齢者センター	●健康増進コーナー　13時～：神田保健所
7 大安 土	◉千代田荘8月分申込締切日　(所定ハガキにて)	神田児童館 ●こども会　ごご3時30分～ 3日(火)　佐久間公園 10日(火)　神田公園 16日(月)　産業会館広場 17日(火)　芳林公園 23日(月)　こうさんしんよう金庫 24日(火)　竜閑公園 14日(土)えいが会　ごご2時30分～ 21日(土)かんげき会　ごご2時30分～ 28日(土)卓球大会　ごご2時～
8 赤口 日	●心身障害者のための日曜水泳教室　(22日、29日、7月6日)　9時～11時：総合体育館室内プール	
9 先勝 月	◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：丸善お茶の水店前 児童館合同スポーツ大会 8日(日)ごぜん9時45分～ ごご4時まで。 ：外濠公園総合グラウンド	◎育児学級　60年10～11月生対象　13時30分～16時：麹町保健所 ●肺がん検診　13時30分～14時30分：神田保健所
10 友引 火 山王祭り(～16日)＝日枝神社 時の記念日	◎3～4か月児健診　(2日制1回目)＝61年2月生 13時～14時30分：神田保健所 ◎歯の無料相談　13時30分～15時：麹町保健所分室	
11 先負 水 花菖蒲展(～18日)＝靖国神社	◉魚介類消費者サービスデー　(濃紺のノボリの魚屋さんで) ◉事業所統計調査員説明会　(番町出張所管内)　13時～：区役所 ◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：秋葉原駅西口広場	◎食品衛生講習会　14時～16時：工業クラブ 四番町児童館 4日(水)　ラケットベースで遊ぼう　ごご3時30分～ 7日(土)　とうごうげんすい記念公園 21日(土)　えいが会　ごご3時～
12 仏滅 木	◉七生体育施設7月利用分先着受付　(テニス、バレーボール)　10時～：社会体育課 ◉事業所統計調査員説明会　(富士見出張所管内)　13時～：区役所 職員と語る会　14時～：高齢者センター	◎3～4か月児健診　(2日制2回目)＝以下10日と同じ
13 大安 金	◉豚肉消費者サービスデー　(赤いノボリの肉屋さんで) ◉事業所統計調査員説明会　(神保町出張所管内)　13時～：区役所 ●手軽にできる料理教室　(7月11日までの毎週金曜日)　18時～20時30分：内神田社会教育会館	●精神衛生相談　13時30分～15時：麹町保健所 ●健康増進コーナー　13時～：神田保健所
14 赤口 土		歯の衛生週間6/4～10 ●国保歯の無料相談 9日(月)～13日(金) (国民健康保険証を持参の上、区内歯科診療機関へ) ●母と子の良い歯コンクール 12日(木)13時～15時：神田保健所 24日(火)13時30分～15時：麹町保健所
15 先勝 日 父の日	◉総合体育館区民無料開放日　9時～21時	
16 友引 月	◉千代田荘予約会　(8月分)　9時～：区役所 ◉事業所統計調査員説明会　(神田公園出張所管内)　13時～：区役所 ◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：丸善お茶の水店前 ●住宅資金融資あっせん受付＝30日まで：住宅整備課	

CHIYODA Kids, We love. 教育と文化のまち千代田区

みんなで築くよりよい環境
環境週間　5日(木)～11日(水)

▲一年の日枝神社連合宮入り

6月の休日診療当番医

診療時間：午前9時～午後

1日	船津診療所	神田練塀町4-5 第7麹町ビル6階 ☎(263) 3569
	(昼)代田医院	外神田6-12-3 ☎(831) 5779
	(夜)同和病院	神田淡路町2-8 ☎(251) 2141
8日	永井医院	九段南4-6-13 ☎(261) 1777
	小田医院	神田練塀町3 ☎(251) 3834
15日	野田医院	一番町10-16 ☎(261) 4117
	那須医院	神田神保町1-14 ☎(291) 0662
22日	滝医院	九段南4-3-1 ☎(264) 3101
	至誠堂医院	神田多町2-6 ☎(251) 2777
29日	浅井医院	麹町4-2万力屋ビル ☎(261) 0453
	(昼)一ツ橋診療所	神田神保町3-1-6 ☎(261) 9260
	(夜)同和病院	神田淡路町2-8 ☎(251) 2141

6月の休日歯科診療当番医

診療時間：午前9時～午後5時

1日	長谷川歯科医院	神田松永町5 ☎(251) 8745
8日	ノグチ歯科医院	神田神保町1-41 ☎(295) 1727
15日	広瀬歯科医院	神田錦町1-23 ☎(295) 6482
22日	船曳歯科医院	神田淡路町2-4 ☎(251) 8883
29日	藤林歯科医院	内神田2-8-1 ☎(254) 5733

・健康保険証と健康手帳(70歳以上の方など)を必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、各医院所在地の出張所へ。

夜間・休日の急病

消防庁テレホンサービス
東京都衛生局夜間・夜間(午後10時～翌朝9時)☎212-2323
休日案内所 休日(午前9時～午後5時)☎216-4828
☎216-4820

65歳以上の方を対象に

誕生日健康診査

★今月は、6月生まれの方が受診を。
問合せ：保健衛生課成人保健係

震度6を体験してみませんか？

起震車

じしん号のシンボルマーク

じしん号

申込みは防災課まで

オガール千代田 ビデオ広報

主な内容
第75号(6月号)6月10日放映予定
●出水に備えて―水防訓練―
●青空のもと白球を追って―ソフトボール大会―
●体を動かしさわやかな一日―高齢者センター運動会―

6月中に募集・開始・締切られるものなど

・4日(水)、5日(木)、12日(木)、13日(金)……東京都公害防止管理者講習会参加申込受付：環境保全局AB会議室
・～6日(金)……特別区職員・Ⅰ類(大卒程度)採用試験申込郵送受付、9日～12日持参受付：特別区人事委員会事務局
・9日(月)～11日(水)……特別区職員・Ⅰ類(大卒程度)採用試験持参受付：各区役所人事担当課
・10日(火)～12日(木)……16ミリ映写機操作講習会申込受付(24日～26日実施)：千代田区書館
・～15日(日)……千代田区子ども会合同交かん会(7/6実施)参加申込受付：各地区担当者まで→問合せ社会教育課
・16日(月)～30日(月)……住宅資金融資あっせん受付：住宅整備課
・20日(金)～26日(木)……区立住宅(あき家)入居者募集：住宅整備課

歳時記・メモ	行事	健康
17 先負 火	◉事業所統計調査員説明会　(万世橋出張所管内)　13時～：区役所	◎1歳6か月児健診　(2日制1回目)＝60年11～12月生 13時～14時：麹町保健所 ◎3歳児健診　(2日制1回目)＝58年4～5月生 13時～14時30分：神田保健所
18 仏滅 水	◉事業所統計調査員説明会　(和泉橋出張所管内)　13時～：区役所	
19 大安 木	◉青果物消費者サービスデー　(青いノボリの八百屋さんで) 邦楽鑑賞会　13時30分～(高齢者センター) ◉移動献血　12時～16時：東京駅八重洲北口	◎1歳6か月児健診　(2日制2回目)＝以下17日と同じ ◎3歳児健診　(2日制2回目)＝以下17日と同じ ●療育相談　14時～15時：麹町保健所
20 赤口 金	◉広報「千代田」6月20日号発行 ◉区民海の家抽選会　(開設7月26日～8月24日千葉県勝浦)　9時～：千代田区公会堂 ●区立住宅(あき家)入居者募集＝26日まで：住宅整備課	●健康増進コーナー　13時～：神田保健所
21 先勝 土	◉千代田図書館・土曜映画会　13時30分～：区役所10階	児童手当、特別給付、児童育成手当、現況届は 6月2日(月)～30日(月)までに提出願います！　：児童課
22 友引 日 夏至	●家庭婦人バレーボール大会　9時～：総合体育館	
23 先負 月	◉千代田荘8月分　(あき室)電話予約受付開始日　9時～：区役所区民課 ◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：丸善お茶の水店前	富士見児童館 7日(土)スポーツ大会にむけて　ごご3時～富士見小学校校庭 28日(土)卓球大会　ごご2時～
24 仏滅 火	●16ミリ映写機操作講習会　(昼コース)＝26日まで　9時～16時30分：区役所10階	
25 大安 水	◉魚介類消費者サービスデー　(濃紺のノボリの魚屋さんで) ◉外濠公園総合グランド7月分申込み抽選 10時～(野球場)、13時30分～(テニスコート)：千代田区公会堂	●子宮がん検診　9時～11時：都がん検診センター ◎定期予防接種　(三混)＝14時～15時30分：富士見小学校
26 赤口 木	◉移動献血　10時～15時（昼は除く）：秋葉原西口広場 神田駅西口	◎定期予防接種　(三混)＝13時30分～15時：神田保健所 ◎乳幼児健康相談　13時30分～15時：麹町保健所
27 先勝 金	◉移動献血　12時～16時：日比谷映画館街	●栄養相談　10時～16時：麹町保健所分室 13時～16時：神田保健所 ●精神衛生相談　13時30分～15時：麹町保健所 ●健康増進コーナー　13時～：神田保健所 ◎日本脳炎予防接種　13時30分～15時30分：麹町保健所分室
28 友引 土	映画会　①10時30分～　②13時30分～：高齢者センター ◉千代田図書館・こども映画会　14時～：千代田図書館4階	一番町児童館 14日(土)ラケットベース大会　ごご2時30分～ 16日(月)公園であそぼう　ごご3時～　平河天神(児) 27日(金)小さなえいが会　ごご2時30分 28日(土)料理会　ごご1時30分～
29 先負 日	納期のお知らせ ●特別区民税・都民税(第1期)〔普通徴収分〕 納期限は 6月30日(月)です	
30 仏滅 月	今月の旬……梅酒 ① 青くて少し硬い傷のない梅を求める ② 手早く水で洗い、へたをとり除く ③ 乾いたふきんで水気をふきとり、水分をよく切って乾かした瓶に入れる。 ④ この中に、梅1.8kgに対し、氷砂糖500g、甲類35度の焼酎1.8ℓの割合で入れ、密閉して冷暗所に3ヶ月程度おく。	●胃がん検診　9時～10時：都がん検診センター

カレンダーの見方　●印は申込みの必要なものですので詳細は広報「千代田」をご覧ください。
(内)印は高齢者センターの行事です。
(富)印は富士見福祉会館の行事です。

※「区民カレンダー」は毎月20日号の広報「千代田」に折込みます。　発行・編集：東京都千代田区企画部広報課　〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151(代)

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の取扱いが変わります

6月1日から

住民基本台帳法の一部を改正したのはなぜですか。

プライバシー意識の高まりや、情報化社会の進展など、社会情勢の変化に伴って、個人のプライバシー保護と基本的人権を擁護するために、制度の見直しを含めた改正が行われました。

今回の一部改正で、内容はどのように変わったのですか。

今回の法改正のあらましは、つぎのとおりです。

①目的規定の見直し

住民基本台帳制度の目的のひとつとして、新しく「住民に関する記録の適正な管理を図ること」が、加えられました。

②市区町村長等の責務の見直し

市区町村長は、住民に関する記録の管理が適正に行なわれるように努めなければならないとともに、何人も住民基本台帳の閲覧により、知り得た事項を使用するに当たっては、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならないとの規定が設けられました。

③公開制度の見直し

住民基本台帳の閲覧および、住民票の写しの交付の制度について、これまでの公開の原則に対し、住民に関する記録の適正な管理を図る観点から、これらの請求の際には、請求事由を具体的に、明らかに書いていただくことになりました。

この請求が、不当な目的の場合には、住民票の閲覧、交付はできなくなります。

④住民に関する記録の保護

住民基本台帳事務の電子計算機による処理のために、必要な規定の整備が図られました。また、市区町村長の委託により、住民基本台帳に関する事務の処理に従事している者の責務を明確にするなど、関係規定の整備が行われました。

⑤個人情報の訂正の申出の制度化

住民基本台帳に記録されている者は、「自己」または「自己と同一の世帯に属する者」に係る住民票に、誤りの記載があることを知ったときは、その旨申し出ることができます。

住民票の写しの交付を請求する場合には、どのような事項を明らかにしなければならないのですか。

戸籍の謄抄本の交付と同じようになります。

①基本的に写しの交付を必要とする請求事由、その他住所、氏名等を明確に記入していただきます。

②申請をするときに「住民票を使うひと」の印鑑が必要になります。代理人の場合は、本人の委任状が必要です。

③交付に当たっては、(1)世帯主との続柄、(2)本籍等（不当な目的に使われることもあるので）特別の請求がないかぎり、これを省略します。

ただし、公営住宅の入居の申請など「続柄」の記載が必要になる場合もありますので、請求先に確かめてから、ご請求ください。

◆新たに記載事項証明書が交付されます！

今回の改正で法制化された、「住民票記載事項証明書」は、住民票の記載事項のうち、本人が希望する事項を抜き出して証明するものです。住民票にくらべて、よりプライバシーが守られますので、積極的な利用をお願いします。

住民票の写しの交付を、本人及び家族以外には認めないとすることはできないのですか。

住民票の写しの交付の利用状況は、昭和五十九年度の一年間に約七千万件（全国）もあり、住民の居住関係の公証のために広く使われています。

請求別では、本人・家族からの請求が多いのですが、第三者からの請求も少なくありません。

たとえば、商取引の際の相手方確認など住民の居住関係の公証として第三者が利用する場合も多いのです。

こうした社会生活上の影響を考慮したためです。

しかし、第三者の請求の場合には個人のプライバシーの侵害等不当な目的によることが明らかなときは市区町村長は請求を拒否することができます。

住民票の写しの交付と、住民基本台帳の閲覧の場合とでは、請求の拒否の理由が異なるのはなぜですか。

住民票の写しは、特定の者の住民票について、特定の請求事由により交付されます。住民票の写しの交付は、個人のプライバシーの侵害、不当な目的によることが明らかな場合に拒否されます。

住民基本台帳の閲覧の場合には、不特定多数の住民に係る住民票の閲覧が可能なことから不当な目的に転用される可能性が高いのです。しかし、現在の広範な利用状況からみて、廃止は妥当でないので、住民の利便等を配慮して制度を維持する一方、不当に使用される可能性が、写しの交付の場合より高いことが考えられ、市区町村長に請求拒否し得る範囲を広く与えてあるのです。

住民基本台帳の閲覧はどのように変わったのですか。

①請求手続

原則として閲覧を必要とする事由、請求者の住所、氏名などの事項を請求の際、記入していただきます。

②請求の拒否理由

市区町村長が請求拒否し得る場合を、従来は、原則として物理的支障がある場合に限られていました。これからは、請求が不当な目的によることが明らかなとき、または閲覧により、知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがある等、相当の理由があるときは、市区町村長は請求を拒むことが出来ます。

③対象となる住民票の記載事項

市区町村長は、新たに住民票の一部事項を記載した住民基本台帳の一部の写しを作成して、これをもって住民基本台帳の閲覧に代えることができるようになりました。このことにより、閲覧できる項目は「住所」、「氏名」、「生年月日」、「性別」の4項目です。

今回の一部改正で戸籍の附票の公開制度はどのように変わったのですか。

戸籍の附票の本体である戸籍自体の公開に付

住民票の写しの交付で「不当な目的」に該当するのはどのようなときですか。

住民票の世帯主との続柄の記載により、出生に係る事情など、他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索したり、これを公表する等、プライバシーの侵害につながるものです。また、本籍の記載を手がかりとして、いわれのない身分差別につながるような調査等、住民基本台帳の公開の主旨を逸脱して、不当な目的で利用することをいうものです。

住民基本台帳の閲覧を戸籍と同様に廃止することはできないのですか。

戸籍については、昭和五十一年の法改正により、戸籍法の閲覧制度が廃止されました。通常は謄抄本の交付という利用方法が中心であって、閲覧件数がわずかであり、これを廃止しても特段の支障はありませんでした。

これに対し住民基本台帳の閲覧の場合には、昭和五十九年度に全国で約六六八万件の利用もあり、世論調査、学術調査、市場調査などに広く利用されています。この現状から全面的な廃止は妥当ではないと考えられ、一定の合理的制限を行うことで対処しようとしたものです。

消除された住民票の取扱いはどのように変わったのですか。

消除された住民票は、ほとんど利用されていないので閲覧を廃止しました。しかし、除かれた住民票の写し、または記載事項に関する証明書の交付の請求については、住民票に準じて取扱います。

罰則を新たに設けた理由はなぜですか。

住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付を請求する場合、請求事由及び請求者の氏名、住所など記入していただきます。この請求事由などの事項が虚偽であったり、他人の名義を使用したり、偽わりその他不正手段により、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付を行った者に対して5万円以下の過料に処することになりました。なお、戸籍法においても、同様の趣旨の罰則が設けられています。

①「本人」又は「本人と同一所帯に属する方」が請求する場合

…「住民票を使うひと」の印鑑が必要です

②弁護士，行政書士等，一定の資格を有する人が請求する場合

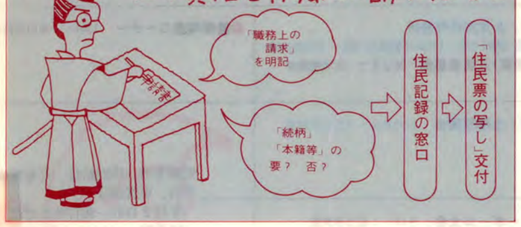

③①,②以外の方(第3者)が請求する場合

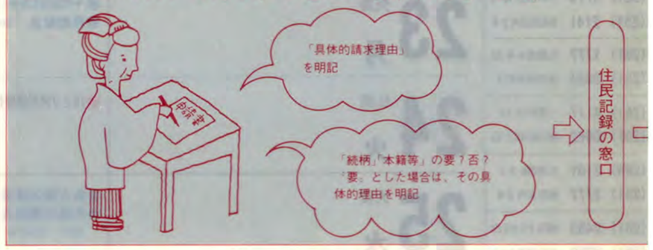

住民票の閲覧

…「住民票の写しの交付」に準じた取扱いになります

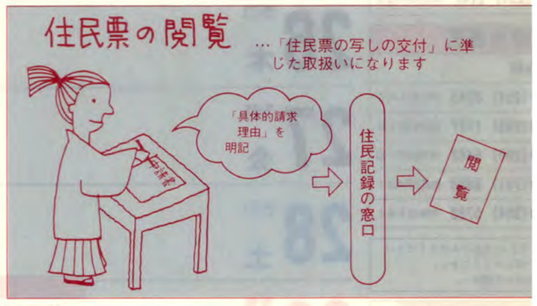

■住民票・戸籍についての問合せは戸籍課住民記録係か出張所へ